

競争契約における更なる競争性の向上について

平成 21 年 11 月
大学共同利用機関法人
人間文化研究機構

大学共同利用機関法人人間文化研究機構では、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式への移行を推進してきたところですが、競争契約へ移行したものであっても、一般競争入札等を実施した結果、一者応札・応募となっている事例が見受けられます。

については、更なる競争性の向上ため、以下のとおり改善方策を定めました。

1. 競争参加資格の要件については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、今後とも業務内容を勘案し、過度の制約とならない必要最小限のものとなるよう留意する。
2. 現在、最低 10 日間の公告期間を設けているが、事業者の準備期間確保のため公告期間をできるだけ長く設定するよう努める。
(政府調達協定の対象となる案件は協定及びアクションプログラムによる。)
3. 調達内容に応じた適切な履行期間を引き続き確保する。また、そのために計画的な執行に努める。
4. 事業者において、適切な入札価格の算出等をしやすくするため、仕様書の記載内容ができる限り具体的・明確化することとする。また、入札公告を行う際には、事業者が調達内容を把握できるよう、可能な限り仕様書を添付することとする。

以 上